

～平成30年8月から～

介護保険サービスの利用者負担割合が変わります

問高齢介護課 ☎ (43) 1651

介護保険のサービスを利用したときの利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割または2割ですが、8月から新たに3割の負担が設けられます。

利用者負担の割合	対象者
新設 3割	①②の両方に該当する方 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯 340万円以上 ・2人以上世帯 463万円以上
2割	3割の対象とならない方で①②の両方に該当する方 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯 280万円以上 ・2人以上世帯 346万円以上
1割	上記以外の方

※要介護（要支援）認定を受けている方には、8月からの負担割合を記載した介護保険負担割合証を送付します。（7月下旬送付予定）

～通知書や被保険者証を送付します～

後期高齢者医療保険料についてのお知らせ

問保健医療課 ☎ (43) 1639

後期高齢者医療保険料の通知書を送付

7月中旬に、後期高齢者医療保険料の通知書を本市から送付します。

【保険料の決まり方】

- ▶保険料は加入者ごとに計算され、被保険者一人一人が納付します。
- ▶平成30年4月から平成31年3月までの1年間分の保険料を、平成29年中の所得額により計算します。
- ▶途中で加入された場合は加入月分から計算され、途中で喪失された場合、喪失月分は計算しません。

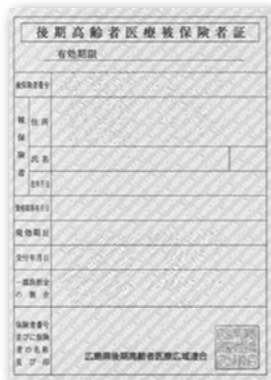
$$\text{均等割額 } 45,500\text{円} + \text{所得割額}^* \text{ 所得割合 } 8.76\% = \text{年間保険料 (上限62万円)}$$

※所得割額 = (総所得金額など - 基礎控除 (33万円)) × 0.0876

総所得金額などとは、「公的年金収入 - 公的年金控除」、「事業収入 - 必要経費」などで、社会保険料控除などの各種所得控除をする前の金額です。

後期高齢者医療被保険者証を送付

7月下旬に、後期高齢者医療被保険者証が広島県後期高齢者医療広域連合から送付されます。新しい被保険者証の色は水色です。送付された厚紙から切り取ってご利用ください。有効期限切れの旧被保険者証は、各自で小さく切って処分するか、本庁、市民センター（江田島・能美・沖美）、三高支所などへ返却してください。



～納入通知書や納付書を送付します～

介護保険料についてのお知らせ

問高齢介護課 ☎ (43) 1651

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支え合う制度で、財源は公費50%、保険料50%で運営されています。本年度の納入通知書や納付書は、7月中旬に送付しますので、保険料額と納め方をご確認ください。（特別徴収および口座振替依頼をしている方には、はがきで通知し、納付書は付きません）

区分	保険料の納め方	対象者
65歳以上 (第1号被保険者)	普通徴収 (納付書または口座振替)	①老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給額が年額18万円未満の方 ②年度中に65歳になった方 ③転入した方
	特別徴収 (年金支給月に年金から天引き)	老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給額が年額18万円以上の方
40歳以上65歳未満 (第2号被保険者)	加入している医療保険（健康保険・共済組合・国民健康保険）の保険料（税）に介護保険分を上乗せして納めます。	

介護保険料を納めないでいると・・・期間に応じて介護サービス利用が制限される場合があります！

- ▶1年以上滞納…介護サービスを利用した際の費用をいったん全額支払わなければなりません。
 - ▶1年6カ月以上滞納…介護サービスを利用した際の保険給付（介護費用の払い戻し）が一時差し止めされます。
 - ▶2年以上滞納…介護サービス利用時の自己負担割合が引き上げられます。
- ※通常1割または2割負担の方は、滞納期間に応じて3割に引き上げ。平成30年8月以降から新設される3割負担の方（現役並み所得の方）は、滞納期間に応じて4割に引き上げ。
- ▶一定の負担額を超えた場合に、超えた分の金額の払い戻しを受けられる制度（高額介護サービス費の支給）が受けられなくなります。

介護保険料は、介護保険事業を運営するための貴重な財源です。
適切な介護サービスを受け、安心して生活が送れるよう、必ず納期限までに納めてください。

平成30年度介護保険料額

保険料段階区分	対象者	介護保険料額	
		年額	月額
第1段階 (基準額×0.45)	生活保護被保護者 世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	33,400円	2,783円
第2段階 (基準額×0.75)	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	55,800円	4,650円
第3段階 (基準額×0.75)	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	55,800円	4,650円
第4段階 (基準額×0.90)	世帯の誰かに市町村民税が課税されていて、本人は市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	66,900円	5,575円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市町村民税が課税されていて、本人は市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	74,400円	6,200円
第6段階 (基準額×1.20)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	89,200円	7,433円
第7段階 (基準額×1.30)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	96,700円	8,058円
第8段階 (基準額×1.50)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	111,600円	9,300円
第9段階 (基準額×1.70)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	126,400円	10,533円